

解説

ケース研修ワークシート（公金等の取扱い）

(1) 問題点などのポイントを整理してみましょう！

- ◇ B主任は、普段からずさんな会計処理を行うところがあったので、上司は注意して監督する必要があった。
- ◇ B主任は、業者に公金を管理させる不適正な経理の「預け」を行ってしまった。
- ◇ B主任は、新車を購入したばかりで、金銭的に余裕がなかった。
- ◇ A高校では、B主任の公金の私的流用の繰返しを見逃していた。

(2) どのような責任が問われる可能性があるのでしょうか？

◇ 身分上の責任 懲戒免職

(参考) 懲戒免職になった場合、退職手当は支給されない。教員の場合、教員免許状は効力を失う。

◇ 刑事上の責任 (状況により) 詐欺罪又は業務上横領罪

(参考) 10年以下の懲役。執行猶予付きであっても禁錮刑以上の場合は、欠格条項に該当し失職する。

◇ 民事上の責任 損害賠償責任

※ 関連する法令等は、コンプライアンスハンドブックケース集の20～21ページを参照してください。

(3) 対応策について検討してみましょう！

- ◇ 適切な初期対応を行う（事実関係の把握等）。
- ◇ 所管の教育委員会へ報告し、指導・助言を受ける。
- ◇ 必要に応じて、保護者・児童生徒等への説明責任を果たす。
- ◇ 関係書類の管理や成果品・納品の確認を複数で定期的に行うチェック体制を確立する。
- ◇ 管理職は、定期的に予算の執行状況や業務の実施状況を点検し、適切な指示を行う。
- ◇ 利害関係者である納入業者とは、適切な関係を保つようにする。
- ◇ 校内研修などを通じて、教職員に適切な会計処理の手続などを身に付ける。

| 教職員の懲戒処分の指針（標準的な処分量定） | | | | | |
|-----------------------|---|----|----|----|----|
| 非違行為等の分類・具体例 | | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 |
| 1 横領 | 公金（学校徴収金等を含む。以下同じ。）又は県等の財産（学校徴収金等の諸会計に係る財産を含む。以下同じ。）を横領した教職員 | ○ | | | |
| 2 窃取 | 公金又は県等の財産を窃取した教職員 | ○ | | | |
| 3 詐取 | 人を欺いて公金又は県等の財産を交付させた教職員 | ○ | | | |
| 4 紛失 | 公金又は県等の財産を紛失した教職員 | | | ○ | ○ |
| 5 盗難 | 重大な過失により公金又は県等の財産を盗難により亡失した教職員 | | | ○ | ○ |
| 6 損壊 | 故意に県等の財産を損壊した教職員 | | ○ | ○ | |
| 7 出火・爆発 | 過失により県等の財産に出火、爆発を引き起こした教職員 | | | ○ | ○ |
| 8 諸給与の違法支払い・不適正受給 | 故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した教職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した教職員 | | ○ | ○ | |
| 9 公金又は県等の財産の処理の不適正 | 自己保管中の公金の流用等、公金又は県等の財産の不適正な処理をした教職員 | | ○ | ○ | |